

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

|                                                         |                                                |         |           |      |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------|-----------|------|
| 会社名                                                     | 日本ハム株式会社                                       |         | コード       | 2282 |
| 提出日                                                     | 2025/5/27                                      | 異動（予定）日 | 2025/6/25 |      |
| 独立役員届出書の提出理由                                            | 独立役員である荒瀬秀夫氏が社外取締役を退任し、新たに小山正彦氏を独立役員として指定するため。 |         |           |      |
| <input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） |                                                |         |           |      |

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名    | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |      | 異動内容 | 本人の同意 |
|----|-------|-------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|------|-------|
|    |       |             |      | a           | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし |      |       |
| 1  | 河野 康子 | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 2  | 山崎 徳司 | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 3  | 宮崎 裕子 | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 4  | 小山 正彦 | 社外取締役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    | 新任   | 有     |
| 5  | 北口 正幸 | 社外監査役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 6  | 西山 茂  | 社外監査役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |
| 7  | 中村 克己 | 社外監査役       | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○    |      | 有     |

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4） | 選任の理由（※5）                                                                                             |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  |                 | 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4.補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 2  |                 | 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4.補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 3  |                 | 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4.補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 4  |                 | 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4.補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 5  |                 | 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4.補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 6  |                 | 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4.補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 7  |                 | 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4.補足説明」に記載の「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |

#### 4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性の認定に関し当社における基準を明確にすることを目的として、以下の基準を制定しております。

##### 「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- 1 現在又は過去における、当社、当社の子会社又は持分法適用会社（以下「ニッポンハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。）、執行役、執行役員又は使用人（以下「業務執行者」という。）
- 2 当事業年度を含む直近5事業年度における、当社の大株主（注1）若しくはその業務執行者又はニッポンハムグループが大株主である先の業務執行者
- 3 当事業年度を含む直近5事業年度における、ニッポンハムグループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者
- 4 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから1事業年度あたり1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 5 当事業年度を含む直近5事業年度において、ニッポンハムグループから役員報酬以外に、1事業年度あたり1,000万円以上の報酬を受領した、弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 6 （1）社外取締役の独立性を判断する場合にあつては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者（注3）の配偶者及び三親等以内の親族  
（2）社外監査役の独立性を判断する場合にあつては、上記1から5のいずれかに該当する者のうち重要な者（注3）並びに現在又は過去においてニッポンハムグループの業務執行者でない取締役又は会計参与である者の配偶者及び三親等以内の親族
- 7 社外役員の相互就任関係（注4）となる先の業務執行者

注1 「大株主」とは、総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者をいう。

注2 「主要な取引先企業」とは、ニッポンハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、ニッポンハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

注3 「重要な者」とは、上記1ないし4においては業務執行取締役、執行役、執行役員又は部長職以上の使用人をいい、上記5においては各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士を含む。

注4 「社外役員の相互就任関係」とは、ニッポンハムグループの業務執行者が社外役員として現任している先の業務執行者を、当社の社外役員として迎え入れることをいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。